

申請・届出名	危険物(製造所・貯蔵所・取扱所)品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
様式	様式第16 (危険物の規制に関する規則第7条の3関係)
根拠条文	消防法第11条の4第1項
概要	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合は、変更の10日前までに上記届出書を提出してください。
注意事項等	—